

平成27年度 税務統計書
正誤表

頁	誤	正																																																																																
12	<p>1. 県税</p> <p>(5) 県税予算・決算の推移</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>前年度に対する 決算増差額</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>6,483,307</td> </tr> </table>		前年度に対する 決算増差額	27	6,483,307	<p>1. 県税</p> <p>(5) 県税予算・決算の推移</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>前年度に対する 決算増差額</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>6,483,308</td> </tr> </table>		前年度に対する 決算増差額	27	6,483,308																																																																								
	前年度に対する 決算増差額																																																																																	
27	6,483,307																																																																																	
	前年度に対する 決算増差額																																																																																	
27	6,483,308																																																																																	
40	<p>13. 軽油引取税</p> <p>(1) 軽油の引取数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引取数量</td> <td>333,271 キロリットル</td> </tr> <tr> <td>課税対象とならない数量</td> <td>41,620 "</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>291,651 "</td> </tr> <tr> <td>欠 減 量</td> <td>2,784 "</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特約業者分 1/100 元売業者分0.3/100 </td> <td>40 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,824 "</td> </tr> <tr> <td>課税標準量</td> <td>288,827 "</td> </tr> <tr> <td>その他(申告納付等)の分</td> <td>759 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>289,586 "</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本店の数</th> <th>登 録 数</th> <th>事務所等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別徴収義務者数等</td> <td>-</td> <td>18</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 元売業者 特約業者 </td> <td>25</td> <td>116</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>134</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>仮特約業者</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	数 量	引取数量	333,271 キロリットル	課税対象とならない数量	41,620 "	差 引	291,651 "	欠 減 量	2,784 "	<ul style="list-style-type: none"> 特約業者分 1/100 元売業者分0.3/100 	40 "	計	2,824 "	課税標準量	288,827 "	その他(申告納付等)の分	759 "	合 計	289,586 "	区 分	本店の数	登 録 数	事務所等の数	特別徴収義務者数等	-	18	3	<ul style="list-style-type: none"> 元売業者 特約業者 	25	116	192	計	25	134	195	仮特約業者	-	-	-	<p>13. 軽油引取税</p> <p>(1) 軽油の引取数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引取数量</td> <td>328,847 キロリットル</td> </tr> <tr> <td>課税対象とならない数量</td> <td>41,620 "</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>287,227 "</td> </tr> <tr> <td>欠 減 量</td> <td>2,740 "</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特約業者分 1/100 元売業者分0.3/100 </td> <td>40 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,780 "</td> </tr> <tr> <td>課税標準量</td> <td>284,447 "</td> </tr> <tr> <td>その他(申告納付等)の分</td> <td>921 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>285,368 "</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本店の数</th> <th>登 録 数</th> <th>事務所等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別徴収義務者数等</td> <td>-</td> <td>18</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 元売業者 特約業者 </td> <td>25</td> <td>116</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>134</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>仮特約業者</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	数 量	引取数量	328,847 キロリットル	課税対象とならない数量	41,620 "	差 引	287,227 "	欠 減 量	2,740 "	<ul style="list-style-type: none"> 特約業者分 1/100 元売業者分0.3/100 	40 "	計	2,780 "	課税標準量	284,447 "	その他(申告納付等)の分	921 "	合 計	285,368 "	区 分	本店の数	登 録 数	事務所等の数	特別徴収義務者数等	-	18	3	<ul style="list-style-type: none"> 元売業者 特約業者 	25	116	192	計	25	134	195	仮特約業者	-	-	-
区 分	数 量																																																																																	
引取数量	333,271 キロリットル																																																																																	
課税対象とならない数量	41,620 "																																																																																	
差 引	291,651 "																																																																																	
欠 減 量	2,784 "																																																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 特約業者分 1/100 元売業者分0.3/100 	40 "																																																																																	
計	2,824 "																																																																																	
課税標準量	288,827 "																																																																																	
その他(申告納付等)の分	759 "																																																																																	
合 計	289,586 "																																																																																	
区 分	本店の数	登 録 数	事務所等の数																																																																															
特別徴収義務者数等	-	18	3																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> 元売業者 特約業者 	25	116	192																																																																															
計	25	134	195																																																																															
仮特約業者	-	-	-																																																																															
区 分	数 量																																																																																	
引取数量	328,847 キロリットル																																																																																	
課税対象とならない数量	41,620 "																																																																																	
差 引	287,227 "																																																																																	
欠 減 量	2,740 "																																																																																	
<ul style="list-style-type: none"> 特約業者分 1/100 元売業者分0.3/100 	40 "																																																																																	
計	2,780 "																																																																																	
課税標準量	284,447 "																																																																																	
その他(申告納付等)の分	921 "																																																																																	
合 計	285,368 "																																																																																	
区 分	本店の数	登 録 数	事務所等の数																																																																															
特別徴収義務者数等	-	18	3																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> 元売業者 特約業者 	25	116	192																																																																															
計	25	134	195																																																																															
仮特約業者	-	-	-																																																																															
64	<p>1. 税率等に関する調(平成27年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>狩猟税</td> <td> <p>1. 税率</p> <p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者</p> </td> </tr> </table>	狩猟税	<p>1. 税率</p> <p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者</p>	<p>1. 税率等に関する調(平成27年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>狩猟税</td> <td> <p>1. 税率</p> <p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 に係る狩猟者の登録については非課税</p> </td> </tr> </table>	狩猟税	<p>1. 税率</p> <p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 に係る狩猟者の登録については非課税</p>																																																																												
狩猟税	<p>1. 税率</p> <p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者</p>																																																																																	
狩猟税	<p>1. 税率</p> <p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>○軽減 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 に係る狩猟者の登録については非課税</p>																																																																																	